

回 答 書

No	質問項目	質問内容	回答
1	プログラム実施期間について	試し出勤開始までに個別支援業務は終了。以降の期間では正式復帰、職場定着に向けた個別支援業務は行わないという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	リワークプログラムの定義について	個別支援業務としてリワークプログラムが示すものは、「個別カウンセリング」「集団実施プログラムへの参加」のどちらでしょうか。	メンタルヘルスに関する不調の要因や抱える課題も異なるため、どちらか一方というよりも、各人に合ったプログラムを作成し、実施いただくことを想定しています。
3	休業職員へのサポート方法について	オーダーメイドで復職に向けたリハビリプログラムを立てる個別カウンセリング支援が「主」で、集団実施プログラムは「従」で、必要に応じて参加する形でよいのか(集団実施プログラムは必須とみなさない)、それとも集団実施プログラムへの参加が「主」で、休業職員への面談等(個別カウンセリング)が「従」なのか(集団実施プログラムが必須で、個別支援は必ずしも必要ではない)を教えてください。	本県が求めるリワークプログラム完了時の水準を満たせるよう、各人に合った内容や手段でプログラムを作成いただくことを想定しておりますので、目的に合致するような業務内容をご提案いただきますようお願いいたします。
4	個別支援業務の実施方法について	(3)と重複しますが、集団実施型のプログラムへの参加が必須なのか教えてください。	(3)と同様です。
5	参加希望者について	リワークプログラムは、すべての休業した職員に参加してもらおう想定でしょうか。それとも、希望する職員もしくは宮城県が参加の必要性を認めた職員のみ適用されるものでしょうか。	リワークプログラムへの参加を希望しており、主治医から症状が改善し、プログラムの実施が可能と意見が付された休業職員を対象と想定しています。
6	参加方法について	参加対象となる職員から直接受注者に連絡をもらって開始となるのか、宮城県が受付窓口となり連絡をくださるのかをご教示ください。	本県が申込窓口となり、受注先にリワークプログラムの実施を指示することを想定しています。
7	契約期間直前の利用希望者への対応について	R7年2月28日までの実施となっておりますが、例えば同年2月半ばからの利用希望など、契約期間終了間際の参加希望者がいた場合の対応はどうなりますか。	期間内にプログラムを実施・完了する必要がありますので、そのことを踏まえた上で申込受付を行うことを想定しております。
8	成果物の提出方法について	電子データは、CD-R又はDVD-Rでの提出が必須でしょうか。PDF形式等のデータをメールで送付する形でも可能でしょうか。	成果物については、仕様書9-(2)に記載のとおり、正本1部、副本1部(紙媒体)及び電子データ(CD-R又はDVD-R)での提出をお願いします。
9	目的物(成果品)の利用について	(2)目的物(成果品)の利用、ハ 発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対し著作権人格権を行使しないものとする。とありますが、成果物の利用方法は、具体的にはどのようなものを想定しているのでしょうか。	本県において、試し出勤や職場定着に向けた支援を行う際に、必要時利用することを想定しています。
10	本業務に関する情報保管方法について	仕様書9-(2)-イ-(ロ)の項目を読む限り、紙面での保管を前提としているように読み取りましたが、データのみでの保管でも差し支えないでしょうか。	(8)と同様です。
11	安全衛生管理の事務に精通した者について	仕様書10-(1)-ロの項目にある「安全衛生管理の事務に精通した者」とは具体的にどのような者でしょうか。(3)相談・面談対応の資格保持者以外で、必要な資格があれば教えてください。	安全衛生管理活動の一環として本業務を実施するにあたり、法律や規則等を理解されている方で、仕様書8-(3)に掲げた資格保有者を想定しています。
12	仕様書8-(2)-二の解釈について	「なお、複数人での実施には受注者が本業務とは別に行う、県職員以外の利用者向けに行うリワークプログラムに県職員が参加することを含む」の部分について、本業務とは別に行う県職員以外の利用者向けに行うリワークプログラムとはどのような想定でしょうか。	受注先において、個人や他団体等に対して同様の業務を提供している場合には、そのプログラムに本県の休業職員が参加することも可であることを指しています。
13	仕様書8-(4)-ロ-(イ)の解釈について	定例打合せではどのような情報を共有することを目的とした打ち合わせでしょうか。	仕様書8(4)イ(イ)～(ホ)の情報を共有することを目的としています。
14	仕様書9-(2)-イ-(ロ)の解釈について	休業職員ごとの業務実績の”業務”は何を指しているのでしょうか。	仕様書8に定める項目について、休業職員ごとの実施状況、取組状況等の実績を指しています。
15	仕様書11-(4)について	「再委託先の概要、体制、責任者及び業務内容を明記の上、事前に書面で県に申請すること」について、「事前に」はどのタイミングになりますでしょうか。指定の書式などはございますか。	再委託に関する申請書は、本事業の契約締結後、再委託の前に提出いただき、宮城県として「承諾」の通知を送付することになります。書式は特にありません。なお、業務の全部又は一部を再委託で検討している場合は、その内容等もお聞きしたいので、企画提案書にその旨記載をお願いします。

No	質問項目	質問内容	回答
16	委託上限額について(募集要領:2(5))	<p>①委託上限金額はその金額範囲内での実施と捉えるのか、もしくはサービス提供期間内に支払われる金額として保証されるものなのか。例として休職者人数が想定している10人を上回り、かつ10人全員が最大利用期間を使い、委託上限額を超える場合は、受注側で持ち出しになるのか。逆に休職者予定数が大きく下回った場合の委託上限額は保証されるのか。</p> <p>②委託上限金額を大きく下回った場合に関して。休職者人数が予定数より大きく下回り、利用実数に合わせた請求になった場合、次年度の予算策定には関係しないのか。</p>	<p>①今年度は、委託上限金額の範囲内で実施することを想定しております。休職者によってリワーク期間もそれぞれ違ってくると思いますので、支援期間及び予算状況を含め、支援対象人数や受入れ時期など、適宜、ご相談しながら進めていく予定です。また、利用実績に合わせた支払いを考えており、委託金額は実績により変わる見込みです。</p> <p>②今年度、初めての取組として実施する事業ですので、次年度も継続して行いたいと考えております。</p>
17	契約保証金について(募集要領:8(5))	<p>①契約保証金は戻ってくるのか。</p> <p>②財務規則第114条各号の内容を知りたい。</p>	<p>①業務完了後、払戻手続きをします。</p> <p>②(契約保証金の免除)  第百十四条 契約執行者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。  一 契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。  二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。  三 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二年間に国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。  四 競争入札による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。  五 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。  六 財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。  七 国、地方公共団体又は公共的団体と契約を締結するとき。  八 民間非営利活動を推進するため、知事が別に定める基準に基づき選定された事業について、宮城県の民間非営利活動を促進するための条例(平成十年宮城県条例第三十六号)第二条第二項に規定する民間非営利活動団体と契約金額が五百万円未満の契約を締結するとき。  九 選定事業に係る契約を締結する場合において、当該契約の相手方を被保険者として保険会社との間に締結された履行保証保険契約に係る保険金請求権又は当該契約の相手方を被保証者として保証事業会社との間に締結された債務の不履行によつて当該契約の相手方に生じる損害金の支払を保証する保証契約に係る保証金請求権について、当該選定事業に係る契約による債務の不履行によつて生じる損害金の支払を目的とする債権の担保として質権が設定されたとき。  十 前各号に定める場合のほか、確実に契約が履行されるもので契約執行者が適当と認めるとき。  2 前項第一号に該当する場合においては当該履行保証保険契約に係る保証証券を、同項第二号に該当する場合においては当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。  (昭四一規則二四・昭四八規則一二・昭五三規則二一・昭六〇規則一七・平七規則一〇〇・平一三規則八三・平一六規則八七・平二〇規則一一一・一部改正)</p>
18	業務の数量について(仕様書:7)	休業職員10人とあるが、受託金額内の場合、9月2日開始とともに10人同時にスタートするのか。それとも、御庁にて各職員の利用意思を確認しつつ、徐々にスタートするのか。開始時の人数イメージを伺いたい。	リワークプログラムを開始できる時期は各人により異なりますので、後者を想定しております。
19	日程について(仕様書:8(2)イ(イ))	休職職員が2/28時点で復職ができない場合、途中で復職個別支援業務は中断となるのか。3/1以降に休職延長となり、利用期間も延長の場合、延長可否はいつどのように判断を行うのか。	お見込みのとおり、実施期間を2月28日までとしておりますので、プログラムは中止となります。
20	対面実施受注者が用意する会場について(仕様書:8(2)ハ)	<p>①受注者が用意する会場までの交通費は、休職者が負担するのか。</p> <p>②会場は宮城県内に限定されるのか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②お見込みのとおり、対面実施の場合は宮城県内に会場をご用意いただきます。</p>

No	質問項目	質問内容	回答
21	相談・面談対応について。 (仕様書:8(3))	①その他本業務の目的達成に資すると認められる資格とは具体的にどのような資格を指すか。 ②仮に支援スタッフ体制が3名だった場合、イ～ホに記載されている資格を全スタッフが保有する必要があるか。	①基本的にはイ～ニに記載されている資格保持者を想定していますが、その他に本県が求めるリワークプログラム完了時の水準を満たすことができる者がいる場合にはご提案いただきますようお願いします。 ②仕様書8(3)相談・面談対応を行う場合には、イ～ホに記載されている資格が必要です。
22	報告を行うことについて。 (仕様書:10(1)ハ)	報告はオンラインでも可能なのか。	対面またはWeb会議による報告を想定しています。
23	利用者個人との契約締結について	受託後、8月中旬に業務委託契約締結とスケジュールにあるが、休職者のサービス利用に際し、個々との契約締結を考えている。これは(仕様書8(2)イ(イ))リワークプログラムの実施にある9月2日以降でも問題ないか。それ以前に締結する必要があるか。	本業務については、本県と受注者において委託契約を行うものであり、休業職員個人と受注者の契約を行うことは想定しておりませんが、受注者として必要とする場合には、企画提案の際にその旨をご説明ください。